

「広島県職員倫理要綱」の一部改正の方向性について

1 要旨・目的

職員が遵守すべき必要事項等を体系的にまとめた「広島県職員倫理要綱（H10年制定，H14一部改正）」に関し，県行政に対する県民からの信頼をより一層確保するため，一部改正を行う。

2 現状・背景

- 教育委員会におけるNPO法人等との契約手続きに関する外部専門家からの指摘事項を踏まえた公募型プロポーザル方式による契約事務の改善策の一環として，入札契約事務等の手続き前の行為が違法又は不法と解される場合があることを想定する必要がある。
- 合わせて，「広島県職員倫理要綱」の制定後 20 年以上が経過している中で，国家公務員における運用等が変化していること等も踏まえ，関係業者等との接触に係る規制項目の更新，職員の遵法意識の更なる向上を図る必要がある。

3 一部改正案の方向性

(1) 契約手続きに関する外部専門家からの指摘事項を踏まえた改正

○ 契約事務等権限の行使を伴う事務手続きに係る規定の追加【新規】

特に契約事務等権限の行使を伴う事務手続きに関し，当該事務手続きの事前準備の段階においても，特定の関係業者等を利すると疑われる行為等についても禁止とすることを明記する。

(2) 「広島県職員倫理要綱」における規定の合理化・明確化等に資する改正

ア 関係業者等との飲食に係る規定の明確化等【改正】

的確な職務遂行に当たって，職員が萎縮することなく民間企業等との間において必要な情報収集や意見交換等を行いやすくするため，国家公務員等における取扱いに準じた規定に改正する。

（職員の自己負担により飲食を共にすることを可とし，原則，事前の届け出制とする。）

イ 職員の遵法意識の更なる向上に係る規定の追加【新規】

全体の奉仕者としての本分をより一層自覚するよう，公私を問わず，常に法令等を遵守し，刑事罰に処せられると思料する法令違反があった場合等には，速やかに上司等に報告すること等を明記する。

4 スケジュール

2 月末を目途に要綱の一部改正を行い，職員への周知徹底等を十分に図った上で，来年度当初から適用する。